

原刊影印

民國佛教期刊文獻集成

任繼愈題



民國佛教期刊文獻集成

任繼愈題

第 121 卷



南瀛佛教會會報

中國書店

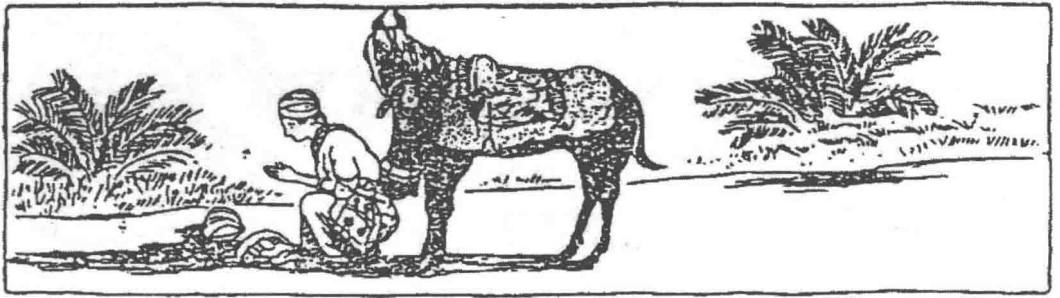
NANEIBUKKYO

XVI 5

南瀛佛教

五 月 號

南瀛佛教會發行
大日本北



目 次

▲卷 頭 言	一
▲正廳改善に就て	加村政治……………二
▲南 藏 略 傳	無哲道人……………三
▲日本佛教の話	増永靈鳳……………三
▲藥師如來と不動尊	西岡英夫……………三
▲國民道德の基礎	清原貞雄……………四
▲成人總動員を終へて	李 孝 本……………四
▲道話・逸話・美談	……………四
▲生活改善への道	龍山義亮……………五
▲社會的教育の改善	二荒芳徳……………五
▲文 學 隨 想	田部重治……………五
▲南 瀛 詩 壇	……………五
▲佛寺齋堂一覽	……………六

南 瀛 佛 教

第 十 六 卷 第 五 號

世は無常であり、社會の變遷は日進月歩の有様である。而して歲月は人を待たずにたつて往く。この理を悟り得ずして安閑無爲に渡世する者の人生は無價値である。人間には必らずや何かの抱負あり理想目標があつて之に到達せんことを努めるものであるが、只單に生きる爲めに動いてゐるやうであつては萬物の靈長としての價値を發揮することは出来ない。人生の理想は不斷なる努力に依つて始めて實現され得るものである。而してその努力の目標は眞なるものであり、善なるもの、美なるもの、聖なるものである。これには信仰が伴はれる、宗教は單なる人生の慰安の爲めに存立すべきものでなく、實に魂を救済するものとして、果た又人生の理想實現の爲めに缺くべからざるものである。されば宗教家たるものは正しき宗教の教義教理を宣布して社會の教化教導に盡すべきであると同時に、絶えず修養に勵み、自己の徳行を修めて往かねばならないのである。

然るに本島在來の宗教界は依然として渾沌の状態に在る。これは宗教者の無信仰と時代精神に目覺めざるこゝから來るものでもあらうが、一つは宗教を單なる人生慰安の具と視て來た在來の因襲傳統に因るものである。

流動せざる水は遂に腐敗する。宗教の價値も其の本質に於てこそ變らざるも時代の推移と人心の運用に依り消長を來すものである。

在來の信仰には舊慣陋習と關聯して既に迷信邪信と化し去つたものが多い。さもなければ熱誠と純眞とを失へたる形式化したものである。されば教化教導の任に在る者は在來の迷信陋習を打破改善して正しき信仰を宣布し、清新なる生活を致し、且つせしむるやう努力すべきである。これが宗教の精神であり慈悲救済の尊き道である。若しも宗教者にして救済の道に覺醒するところなく徒らに在來の迷信に惑ひ、舊套を固守するやうなこゝがあつたら、これこそ其の奉ずる宗教を假亡に導き、信仰者をも益々悲惨なる状態に陥らしむるものである。

本島人家庭の正廳改善に就て

加 村 政 治

今や本島の皇民化運動は指導者の努力と時流の勢によつて自ら島民の皇民的自覺を喚び起して非常な勢で進展しつつあるのであるが、就中所謂正廳改善運動は、恰も燎原の火の如き勢を以て都部に普及し目覺ましき進展を示して來た。その數量的調査は未だ完了せず従つて正確なる數は明かでないが、ざつと見渡した處此の運動に染手しない郡は殆んどないといふ實狀であるから、所謂改善に着手された正廳の數は恐らく全正廳數の半數にも達するであらうかと思はれる。今日の此の勢を以て推移するならば、紀元二千六百年までには全島の正廳が悉く兎も角も舊來の姿を改めて、皇國的色彩をもつた神座と變じ、本島のこの家庭を訪れても少しは日本人の住居らしい感じが漂ふて來るやうになることであらう。そして此の改善せられた正廳から始めて本島人の魂は大日本魂の物質が植えつけられ、諸々の皇民的運動に魂がはり、搖ぎなき皇民意識が確立され、同化徹底の實が擧がり來ることであらうと思はれるのである。

併しかくの如き成果を收むるには、今後の指導如何が最も重要であつて、この改められたる正廳を中心とする家庭生活の如何にあるやが本運動の成果を左右するものであると信ずる。故に教化關係者は、正廳を中心とする家庭祭事の指導に絶大なる關心と努力を拂はなければならぬのである。本運動の現状を怠憚なく云ふならば正廳改善は各地方共單に正廳の不完全なる模様替をやつてゐるに止まり、皇民化の見地からすれば改態すら、未だ十分ならざるのみならず精神的には殆んど全く指導されて居ない。精神的指導は全然今後に残されてゐる實狀であるが、これは已むを得ぬ順序であること

思ふ。世間には現在のこの状態を以て直に正廳改善そのものを批難せんとするものがあるがそれは當らない。凡そ物事には順序があるのであつて、古來至藝の達人の言に「格より入りて格より出づ」とある如く、新しき道に入るには先づ以て格即ち形式を會得し、これに慣るゝに及んでこれを喜ぶの情念が發はれ、然る後格を出づるの順序である。「格」を出づることは「格」をすてることではなく、格に囚はれざるの謂である。即ち格に即して格の魂を擲むことである。國民精神を會得せしむる爲めに國語普及を計り、衣食住の形式を日本化せんとするも、この義に於て價值あり、國民的信仰を體得せしめんが爲めに正廳改善が識者に採り上げられたのも亦この義に外ならぬ。正廳改善の現狀は即ち僅かにこの格に入らんとするところなのであつて、他の語を用うれば正廳改造である。改造より改善へ、形より魂へ進めてゆかねばならぬ。

正廳改善は「魂」へ進まんが爲めの「形」なるが故に、最も正しき形をみつて進まねばならぬ。正しき日本の信仰へ導かんが爲めの改善なるが故に、その形式は最も正しき日本的なるものを與へなければならぬ。中世以降歪められた所謂内地式を與ふることは指導者としては嚴に慎まなければならぬところである。今この觀點より各地の正廳改善實施の跡を顧みるべきは改むべきもの甚だ多きを發見するのである。今後正廳改善の事に従ふ者は、須らくこの見地に立脚して、從來の實蹟をも見直し、改むべきは斷然改めしめ、新たに始める場合は、初めから正しき日本的なるものを指導することが肝要であると思ふ。

二

今日所謂「正廳改善」における正廳とは、本島人の家庭内に於て神佛を祭り、祖先を祀る場所のことである。そこで正廳改善は家庭における信仰生活の中心を立て直さんとするもので、別言せば本島人が各自の家庭に於て支那民族的信仰から蟬脱して、皇民的信仰生活に移行するの基點を確立せんとするのが正廳改善運動である。

私共が從來本島人家庭に入り正廳正面の神卓を一瞥するべき、その紛然雜然たる支那流の諸像、諸具の配置や、如何に埃が積つても清拭するを許さざる神卓の體態から受けた感じは、全く支那人の家に來たといふこと以外の何物でもあり得

なかつた、新くの如き有様ではいかに學問ができやうと、國語がよく話し得られやうと、さうして神國日本の皇民と云ひ得やうか、此處を何ともしなければ、如何に國民精神の作興を叫んでも、教育勅語を諷解して聴かせても、本島人の魂は、その意義を正しく受け容れ得ないであらう。此處を何ともしなければ新しき我等の同胞の魂は、常に神國日本に向つて通はず、従つて私共舊き同胞の魂と相抱き、相觸れ、相撲つて高らかな共鳴の快音を出すことは不可能である。ここを何とかしなければ本島衆庶を神洲清潔の民と化することはできぬ、強く私共の胸をうつてゐた。此の感は改竄以來四十餘年全島の教育教化關係者共通のものであつたのである。さればこそ臺南州の一角、草深き僻村鹿草庄下に試行せられたこの運動が、形式的にすら尙ほ不完全であつたにも拘はらず、そのよしあしを鑑別する違もなきまでに、全島の注目と鍾の共鳴を得てその實行區域が、忽ち燎原の火の如く全島に展開されて行つたのである。此の間僅かに一年有半、まことに驚異すべき事實であつた。

三

この驚異すべき正廳改善運動の起つた直接の動機は何か。それは實に大藤奉齋の適正を期せんとしたことに存する。本島に於ては數年前より官民協力して、神宮崇敬の大義を宣揚し、之が實踐の方法として各家に神宮大藤の奉齋を奨励し來つた。初めのうちは歴史と生活狀態を異にして發達し來つた本島人には、家庭の何處に如何に奉齋せしむべきが指導者側の悩みであつた。而して幾何ならずして、正廳に奉齋すべきであるとの主張を生むに至つたが、當時世俗特に既成宗教等の唱導する誤れる信教自由の聲に災されて、大藤の正廳奉齋の指導を躊躇するやに見受けられたが、先覺指導者の必死の努力と、時代精神を負へる正しき社會力とはヒシ／＼と本島思想界にも影響して、惟神の日本神道が皇國日本上下の、一致格遵すべき大道にして、敬神の大義が全國民の生活指導原理なることを覺らしめ、神宮大藤の奉齋は當然正廳に之を爲さしむべしとの趨勢を馴致し、遂に正廳改善運動へ進展し來つたのである。而して本島に於て世俗の誤れる信教自由思想の是正に最も力あり、決定の覺醒を促したるものは實に昭和十一年十一月五日總督府に提出せられたる神宮大藤奉齋式

に於ける臺灣總督の告辭であつた。この告辭により全島の官民は豁然として迷夢を覺まし、確乎たる決意を以て立ち上つたのであつた。その結果は大麻奉齋の戸數前年度の三倍増加及び正廳改善の飛躍的進展といふ事實になつて現はれたのである。實にこの告辭は本島に於ける日本神道發達史上乃至本島思想上劃期的なものであるが故にこれを左に掲げて、正廳改善運動の有力なる一原動力を明かにして置く。

告 辭

(圈點ハ筆者之ヲ附ス)

本日茲ニ神宮大庭及慰頒布始奉告祭並ニ頒布式ヲ舉行スルニ當リ所懷ノ一端ヲ陳ブルヲ得ルハ本總督ノ深ク欣懷トスル所ナリ
謹ミテ按ズルニ我カ皇國ニ於テハ尊皇ハ敬神ト不二一體ニシテ神祇崇敬ノ念深キトコロ尊皇ノ赤誠亦完キヲ致ス 而シテ神祇崇敬ハ祭祀ノ大義ニ則リ日常生活ヲ醇化スルニ從ヒ翊々其ノ信ヲ教フスルモノナルヲ以テ皇祖ニ對シ奉ル敬虔ナル祭祀ノ實行ハ寔ニ皇民タルノ信念ヲ完成スルノ根本ナリト云フヲ得ベシ。本島ノ官民タルモノ深ク思ヒテ此ニ致シ信教ノ如何ヲ論ゼズ各家神座ヲ設ケテ神宮大庭ヲ奉安シ以テ皇祖祭祀ノ聖境トナシ至誠之ニ奉仕シテ皇民タルノ素質ヲ養ヒ又任ニ教育、教化、司牧ニ在ルモノ宜シク率先驅ヲ垂レ大ニ此ノ普風ヲ振興スルヲ要ス

本府曩ニ此ノ方針ヲ昭示シ近年奉齋者漸ク其ノ數ヲ増加シ來レルハ寔ニ喜ブベキトコロナルモ、其ノ實蹟未ダ以テ滿足ノ域ニ達セザルモノアリ

希クハ關係各員ノ協力ニ依リ更ニ全島民ノ自覺ヲ促シ苟モ戸ヲ閉フル者悉ク皆返正ナル奉齋ノ實ヲ舉ゲ以テ

明治天皇御創制ノ勲章ニ副ヒ奉ラムコトヲ 一言希望ヲ述ベテ告辭トス

昭和十一年十一月五日

臺灣總督 海軍大將 正三位勳一等功五級

小 林 圓 造

まことにこの告辭は理義透徹、意味深遠本島未曾有の難有い御宣示であるに存じます。一句は一句と、噛みしめてみるに皇民的信念ある者には、感激の情禁じ難く、自ら頭がさがるのであります。試に「皇祖ニ對シ奉ル敬虔ナル祭祀ノ實行ハ寔ニ皇民タルノ信念ヲ完成スルノ根本」と示されたる一句について素懷の一端を述べて置きたい。

『日本人たる我々は、』

皇祖の崇敬すべきは百も千も承知で今迄でも神宮遙拜なご事ある毎に實行してゐるではないか、何を今更そんな御説法を聞くを須らんや、『ごいふやうな感をもたると、有識者が世間にはまゝ、あらうかご拝察する。尤もの事であつて、私共も日本國民たる以上、それがたゞへ本島人であつても、皆、

皇祖崇敬の誠意あるものとして疑はないのであるが併しそこには、崇敬心の深淺強弱は千差萬別であらうと思ふ。而して中には、あんなこゝで日本人ごいへるかと思はるゝやうな態度を神宮大廟に對して示さるゝ、仰敬徒基督教徒等のこゝを聞くが、此等は今更言擧げするまでもなく非皇民的信念であつて、是正を要求せざるべからざる部類に屬するが、たゞへさうでないまでも、神棚に奉齋せる神宮大廟を對象とする奉仕に於ても、單に通り一遍の敬禮（目上の長者に對して日常行ふ敬禮の程度）を行ふに過ぎないものもあれば、神靈の御實在を確信し、所謂如在の禮を執りて、丁重懇懇を極むる者もある。皇民の態度としては是非其後者の如くであらねばならまい。後者の如き心境に於ては、天壤無窮の寶祚存在の必然性を明確に把握するこゝ恰も日中に物を見るが如くならんも、前者の如き心境に於ては、如何でありませうか、天壤無窮の皇位の存在も一つの偶然ご見えはしないでせうか。果して然らば我が國體の本義を明徴にするこゝも不可能なるべく、申すも畏れれども皇位の尊嚴に對し奉る認識も不徹底なるものになり了るこゝがないご云へるであらうか。國民の深く反省し大に自戒自勵是れ力むべきこゝであるご信ずる。

告辭に「皇民的信念」ご示されてある。そも信念ごは何でせうか。皇民的信念ごは何でありませうか。心の法則に關心の薄い方には少しく理解し難き事柄ならんも、信念ごは心の「向けごころ」「据えごころ」を意味するもので、自分の心の「向けごころ」「据えごころ」の如何が信念の正邪、強弱ごなる。心の「向けごころ」「据えごころ」ごは、儒者が天ごいひ、佛者が彌陀ごいひ基督教者がゴッドご稱して尊信する目標のこゝであるが、日本人ごしてはこの目標を言卷も尊き

陛下の大御位に置かなければならない。畏くもこの大御位は天地最極の大元より眞流する大權にして、日本人も、世界人も、萬物萬生も悉くその處を得せしめ給ふ大稜威である。世界の中心生命であらせられ、就中日本人の信念の基礎根本であり、日本魂の歸一點にましますのである。されば我等日本國民が信念の正邪強弱は大御位を尊信するこゝの正邪強弱如

何に存するのであつて、この大御位の本源によします、此の御存在として大御位を一體によしますのが、天照皇大御神によしますのであるを拜し奉る。この故に、

陛下を拜し奉るのに單に、最も優れさせ給へる御方のみ拜し奉るは、未だ以て尊信をつくしたる所以にあらず、皇祖を拜し奉るに單に現身の

陛下の御祖先のみ拜し奉るは未だ崇敬を完ふしたるものいふべからざるを知らなければならぬ。

天地の實相は統一ある複雑にして、その複雑を統一あらしむる根本原理は、中心を基として一切が秩序立つところにある。一切の秩序分限が立ちたるこそ一切は處を得るのである。故に物は凡て中心に歸一せざれば處を得るこそができない。一家は家長に、一國は國王に、世界は日本天皇に歸一してこそ處を得るのである。この神代の昔より神定めに定められたる真理にして、神典に「豐原の瑞穂の國は、吾が子孫の王たるべきの地なり」とある是れである。

陛下の大御位は、あまりにも高く、尊くして釋迦、基督共に之を悟らず、僅かに支那の孔子が「天に二日なく地に二王なし」とまでは道破したれども、彼は遂にその具體的事實に氣付かざりし程の尊貴なる宇宙の中心靈統によし、即ち萬世一系、天津日嗣の大權に在しますのである。

惟ふに斯かる大義は、科學的研鑽によりては遂に開顯する能はざるべき、且つ既成宗教の何れをもつてするも開悟するところなかりし至靈至妙の幽契にして、祭祀の至敬至虔なる實踐によつて、各自の靈魂を磨き、至神の恩顧を受けて、轉迷開悟の實を擧ぐるの外、到り得べからざる處にして、而かも斯くして向上せしめたる心境を以て、神典を心讀し大御位を仰ぎ瞻るこそ、始めて至尊至貴の御存在として、己が心に映り來るのである。これが即ち皇民的信念の中心樞軸なるが故に、これを擱まずしては未だ以て皇民的信念を持ち得たりと爲すことはできない。

彼の一餉はこれだけで説き得たといふわけではないが、それをこれだけに解しても、彼の告辭は洵に含蓄深き宣示であるこそが首肯せられて、感激止めあへぬ思ひが致すのである。希くはこの告辭に對する全島の先達各位の御研竅を吾等後學に對する御指導を乞はれざらんことを懇願いたす次第である。

正廳改善は元より善い事に違ひない。併し今日世間普通に考へられてゐる程度では甚だ不徹底であつて、あれでは皇民化の徹底は期待できないであらう。現在一般に正廳改善といへば大體に於て從來慣用してゐる神卓の中央に神宮大廳を奉安するこゝだけが考へられてゐて、而かもそれだけで正廳改善の事畢れりと思つてゐるものが少なくないやうである。従つて祖先の神位改造は附隨的といはうか、本質的にはやつてもやらなくてもどちらでもよいもので、神位(祖靈)の改造は、亂雑乃至狭苦しい卓上を整頓する爲大型の多数の神位を小型の少数のものにするといふ丈けの意味で行はれ、祖靈祭祀の本質に鑑みて、神位はかく改善しなければならぬといふ確乎たる確信の下に實施せられてゐるものは甚だ少いといふ實狀で、これは洵に遺憾に堪えないこゝろである。

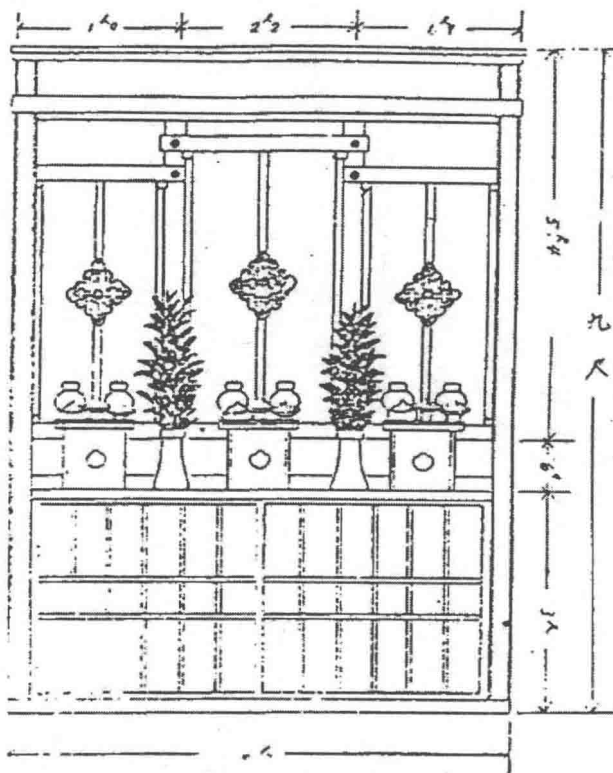
惟ふに人間の靈魂は原則として永遠の存在である。これあつてこそ「七生報國」の信念が生れ、「死して護國の神たらん」の熱願に確乎たる根據があり得る。而して今、現實に存するこの「我れ」は現世に生息する期間だけの「我れ」ではない。現界を降りての後も亦等しく「我れ」である。而してこの「後の我れ」も亦「前の我れ」と同様の使命に生くべきものである。これは神典時代よりこの方、我が民族不變の信仰である。國民性の最高特質は明かにこの點より出發し、この信仰の上に打ち建てられてゐるのである。されば本島に於ける信仰の皇民化の完成を實現せん爲めには本島人祖先の祭祀をば惟神の大道に格遡して、國式により眞正なる皇民的靈祭祀として甦生出發せしむるこゝが子孫に限りても祖先に限りても絶對的の緊要事である。何となればこれによつて始めて祖孫一致、同一神靈を奉戴して、各自の使命を貫く途を進むこゝ、なり得るからである。故に祖靈祭祀の皇民化は、太麻奉齋の適正と共に表裏一體の關係に於て本島民皇正廳改善上見落してならぬ重要事なのである。

次に今日一般に正廳改善といへば直に、神卓の整頓といふやうに考へられてゐるのであるが、併し神卓を用ふるこゝは結局今在るものを生かして使はうといふので過渡的の對策であつて、決して理想的なものとはいへまい。故に新に住宅を建てんとするこゝき、又は徹底に正廳改善を斷行せんとする先覺者に對しては一步進めて神卓を廢し、皇國ぶりに則

(面 側)

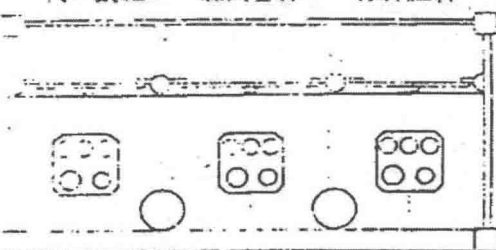
圖準標座神庭定

(面 正)



れる純正なる家庭神座の鋪設を奨励すべきである。この家庭神座標準圖(私案)を添付する。御参照を賜はらんことをお願いする。

代々霊祖 麻大宮神 符神社神



家庭神座標準圖備考

- 一、平面圖ニ示ス如ク中央ニハ神宮大座ノミヲ、向ツテ右ニハ諸々ノ神社ノ神符ヲ奉斎シ、向ツテ左ニハ祖靈靈代(霊代ハ末尾正廳聖堂標準圖備考ノ通)ヲ奉安ス。
- 二、大座、神符又ハ霊代ハ御座内ニソノマ、奉安シテ差支ナキモ、一層丁度ニスルニハ御座ノ内側ニ御座及御帳ヲ垂レ、左右及後方ノ三方ニ霊代ヲ掛ケ、床前ニ敷物ヲ敷キテ奉安スルヲ可トス。
- 三、神鏡ノ靈數、配列及其ノ種類等ハ時宜ニ從ヒ増減變更スルコト元ヨリ差支ナキトコナリ。
- 四、下段即チ引違戸ノ内部ハ祭具其ノ他ノ物品ヲ整頓收藏スル場所トシテ用フ。
- 五、下段ノ高サヲ「3尺」ト示セルハ内地式家屋内(疊敷ノ室)ニ設備スル場合ノ標準ナルヲ以テ、本島式家屋ノ如ク土間ニ之ヲ設ケムトスルトキハ之ヲ「3尺7寸」位ト爲スヲ適當トスベシ。
- 六、御座ハ平素ハ之ヲ垂レ置キ朝夕ノ奉仕又ハ祭祀ノ際之ヲ卷キ上グルモノトス。
- 七、祖靈ヲ入手シ難キ場合ハ白森ヲ以テ之ニ代フルモノ可ナラン。
- 八、祖靈ニ關スル重要事項ヲ記録スルコト、爲ス。
- 八、靈譜ノ記載例凡ソ左ノ如シ

(其ノ一)

陳英龍

陳英河第一男子

母 陳鄭氏香華

出生	年	月	日
歸國	年	月	日
葬儀	年	月	日
墓所	州	郡	街第二共同墓地

五

(其ノ二)

陳英龍妻

陳洪氏麗華

洪洪生第二女子

母 洪林氏阿蓮

出生	年	月	日
歸國	年	月	日
葬儀	年	月	日
墓所	州	郡	街第二共同墓地

既述の如く正廳改善の根本趣旨は本島人家庭に於ける皇民的信仰生活の中心確立に存する。抑も信仰生活とは何であるか。私の所信を平たく申すならば神を對象とする生活、神に倅に生きるの生活のことである。従つて信仰生活には必ず神靈の實在を認識し、神の摂理を悟り、神人不離の關係を確信し、我等人間の生存の奥に常に神の靈徳が作用してゐる所の事實を確信することが絕對に必要である。

既に信仰生活は神を對象とするものである。然らば皇民的信仰生活に入るには皇民的神靈觀に基かなければならぬことは論ずるまでもなき自明の理であらう。而して正廳改善が皇民的信仰生活の中心確立を目標とするもの即ち信仰的皇民化を期して行はるゝものである限り、改善せられたる正廳を稱するには、正しき皇民的聖壇たるに缺く能はざるの要素だけは、是非具備せしめねばならない筋合となる。然らば正しき皇民的聖壇とは如何なるものを指稱すべきか。こゝまでつきつめてくるに一寸答辯に苦しむ者がかなりあるであらうと思ふ。併しわが皇國は世界の他の國々の如く人意を以て造り成したる國と異なり、神ながら固成せられたる國なれば、道の大源に人意の加はり居らざる國であつて、この大源の道は國

の中心たる現津御神の

高御座の在はすこころに常に又永へに保ち續けられてゐるのである、されば我等國民の生活の大本は畏れれども

皇室の^{オホミツミ}大行事の^{オホミツミ}大御手振りを仰ぎて、これによつてその精神を習ひ奉り臣子の分に應じて、度を定むべきものである。されば國民生活の正関は

皇室の大御手振り、大みここのりを尺度とし鏡とし鑒みるべき誤りなく分明するのである。されば我等國民がその家庭に正しき皇民的信仰の聖壇を設けんとするならばその規範としては、正に宮中三殿御奉祀の大御心を仰ぎて之に神習ひ奉るべきであるに信ずる。正應改善の規範は正にこゝに求めなければならぬ。然るに規範をこゝに求めずしてこれを他に求め、やがて再び改善をやらねばすまぬやうな方法を採るべきではない。この點は祖先の神位の改造に當つて特に留意せねばならぬと思ふ。蓋し皇國の民として、古今を通じて謬らざる正大の信仰は、敬神と崇祖と一道を以て貫き、顯幽、生死を一貫して、國土、民族の發展に貢獻するこころの道であり、教であらねばならぬ。而してわが國には神代以來搖ぎなき國土の上に十一萬一千有餘の神社が鎮座せられ、至尊至貴の

神宮がその上に儼然と御光臨しますと同時に一億國民の上には萬世一系の

皇室が嚴呼して御光臨しますのであつて我等國民は、生きては一天萬乘の

大君に絶對歸服し奉り、死してはその地への産土の神に率ゐられて至上神

天照皇大御神に歸一し奉るのである。これが即ち顯幽二界より示されたるわが國體の實相である。つゞめて之を云へば神

社と國土と民族と皇室とこの四つの事實が一體を形成しつゝ、生成化育發展してゐるのがわが國體の實相なのである。故に

この四つの事實に矛盾するものであつては、それが如何に高遠なる理想ある教理、學說、集團であつても、それは皇民として信奉すべき道とはなり得ない。而してこの四つの事實に毫末の矛盾なく、この四つの存在を、古今を貫きて彌榮に榮えしむる大道は正しく神國日本本來の神の道である。神社を中心とする神道である。更に分り易くいふならば氏神と氏子

この正しき道がそれである。而してこの神界と現界即ち幽顯二界のつながりを一層緊密明徹にしてその活躍を一層高ゆるものが神ながらの祭祀である。而して斯かる大道に基く信仰の眞諦を顯現する正廳こそ、正しき皇民的正廳である云ひ得るのである。

この邊の幽契を充分に闡明するには、尙ほ多くの紙面を要することであり、且つ微力なる私には荷が重きに過ぎると思はるゝから他日有力なる先達の御骨折に期待すること、致し、こも角もかゝる皇民的信仰の本義を具現せる正しき正廳は最少限度に於てこれだけの要素を必要とすべきかを記すに留めたい。その要素は、

第一、神宮大廳及神社神符を奉齋する神棚、これは必ず正廳中央に奉安しなければならぬ。

第二、國式(神式)による祖靈の靈代を奉齋する祖靈舎、これは神棚よりも低く奉安し、位置は向つて左とすることがよい。

第三、右神棚と祖靈舎をお祭りするに必要なる祭具及諸調度。

最少限度に於て右の如き鋪設を要するが、更にこれを少し善くする爲には、

神棚を二基とし、一基は中央に、他の一基は向つて右に奉安し、中央の神棚には神宮大廳のみを、又向つて右のには

各神社の神符を奉齋すること

とすべきである。この程度に致さば前述したる如く

宮中三殿御奉齋の大御手振に神習ひまつりたるものと謂ふことが出来るであらう。私は其の程度こそ各戸それ／＼自己の分相應でよろしいが、其の祀振は漸次このやうに神棚二基、靈舎一基の三基式に改善せられんことをお奨め致すものである。

六

次に世間には往々佛教者等の注意なりとして、祖靈舎を正廳に置くべからずこの意見を抱く者を見受けるので、これに

ついで一言所信を述べる。さて斯かる意見は中世以降所謂「蟹がゆく横さの道」たる外教の影響であつて、神祇崇敬の形に於て實は神祇を敬遠してゐるものであり、神國本來の道たる氏神、氏子の正しき關係を認識せず、又靈界の法則を識らざるの曲事である。假に靈舎を正廳に奉安すべからざる不淨物なりとして、然らば何れに置くべきや、たゞ別室に置くとするも、やはり不淨物は不淨物なり、而かも靈界のこゝたる、千里も寸尺、寸尺も亦千里なり、千里隔つも一寸隔つも隔つるの理に於ては即ち一なり。故に別室に入れて隔つるも同室に於て靈屋を別にして隔つるもその義は一なり、別室に置きて肉眼に見えざるを以て隔てたりとして安んずるが如きは、耳を掩ふて鈴を盗むの愚かき全く異曲同工にして、その淺慮取るに足らざるころである。況んやその靈たる、神より授けられし清淨なる本具の個靈なるをや。

故に祖靈舎は必ず神棚に併べて(但し對等でなく、差別をつけ秩序を正して)正廳に祭祀し以て皇民の靈魂がすべて産土神の御許に参勤するの義に恪遵せしむべきものである。

斯くの如く秩序を正し、分に相應して、而かも一道を以て貫く奉祭をしてこそ、神國正傳の祭祀の道に適ひ正しき皇民意識は養はれるのであつて、神祖祖先の靈を各々別道を以て奉仕すべきものゝ爲すが如き教も平等無差別の爲すが如き教も、斷じて皇民的教化の原理に反するものである。を島の教化指導者諸賢の深省を望んで止まざるものである。

七

最後に、在來信仰し來たれる神佛の處置について一言することにしたい。

今日世の識者達によつてよく申されることであるが宗教の信仰と、神社の崇敬とを區別し、前者は個人のさきりを得せしむる私的な信仰であり、後者は、日本の國民的信仰であつて公的な信仰であるとするのである。今日の日本の實狀は正にこの通りで、深く考へられた公平説に違ひないが、私共には、これも結局人爲的妥協説に感ぜられて多少異議を挟みたい氣のする點もあるが、それは他の機會にゆづり、こゝでは結論だけを申すならば、個人の靈魂が處を得るの道も、國の靈